

平成 2 8 年 3 月

太宰府市議会建設経済常任委員会会議録

平成 2 8 年 3 月 3 日 (木)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成28年太宰府市議会第1回（3月）定例会 建設経済常任委員会〕

平成28年3月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第36号 | 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について |
| 日程第2 | 議案第37号 | 太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第4 | 議案第47号 | 平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第5 | 議案第48号 | 平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について |

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	上 疆	議員	副委員長	宮原伸一	議員
委員	橋本健	議員	委員	村山弘行	議員
〃	入江寿	議員	〃	堺 剛	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

建設経済部長	今村巧児	上下水道部長	松本芳生
都市計画課長	木村昌春	建設課長	小川武彦
観光経済課長	藤井泰人	上下水道課長	古賀良平
施設課長	永尾彰朗		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	今泉憲治	議事課長	花田善祐
書記	諫山博美		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（上 疆委員） 皆さん、おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、建設経済常任委員会を開会します。

本日は、本会議において当委員会に付託されました、規程を廃止する条例1件、条例の制定1件、補正予算3件、合計5議案の審査を行います。

審査の順序は、お手元に配付しております日程の順といたします。

ただちに審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第36号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

○委員長（上 疆委員） 日程第1、議案第36号「太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」を議題とします。

○委員長（上 疆委員） それでは執行部の補足説明をお願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） お早うございます。それでは、議案第36号「太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程を廃止する条例」につきまして、ご説明します。

本件につきましては、佐野土地地区画整理事業が、平成19年11月26日に換地処分が完了し、平成27年3月末を以て清算金徴収事務等、同事業に関連します全ての事務が完了したことに伴いまして、関連する条例等を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） この土地地区画整理事業によって、大佐野地区が大変落ち着いた住宅地になったわけですが、計画当初よりも時間、そして経費がものすごくかさんだわけですが、新しい議員さんは、研修会で勉強されたと思うんですが、その辺の土地地区画整理事業についての概要を教えてください。何年から始まって何年に終了して、事業費がいくらかかったかということ。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） それではご説明させていただきます。まず、佐野土地地区画整理事業の事業期間につきましては、昭和61年7月14日から平成25年3月31日の期間が佐野土地地区画整理事業の期間でございます。換地処分は先程説明を申し上げました、平成19年11月26日付で換地の公告を行っております。施工面積でございますが、96.9ha。移転戸数は238戸。総事業

費でございますが、214億6,810万1千円でございます。減歩率にいたしますと、27.83%の減歩率となっております。以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 今説明ありましたが、これを見た時に、なんでここまで時間がかかるのかなど。施行規程を廃止する、条例を廃止するのが、どうしてここまで時間がかかるのだろうかというのがわからないんです。時間がかかりすぎではないかと。要するに平成21年で清算も終わっている。その後のいろいろ後処理はあるとは思いますが、非常に年数がかかりすぎているのではないかと。もっと早く出来なかったのかという。

○委員長（上 疆委員） 都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 清算金の、今回廃止させていただきます事業規程の方ですね。廃止させていただくまでの期間が、完了からそれまでの期間があったということで、それについてご説明させていただきますと。この施行規程の中には、清算金を分納するにあたっての必要な規程が入っております。清算が終わった以降、過年度の徴収金となるわけですが、それを過年度以降も取るにあたっては、まだこの規程を残しておかなくてはいけないという、土地区画整理法施行令第61条第3項の規定がございます。それに基づいて現在まで残しておいたということになっております。清算金徴収のためにだけ残しておいたものでございます。以上です。

○委員長（上 疆委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第37号 太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○委員長（上 疆委員） 日程第2、議案第37号「太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

観光経済課長。

○観光経済課長（藤井泰人） 議案第37号「太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の施行により、改正されました「消費者安全法」が本年4月1日に施行されます。

この改正で、同法第10条の2「消費生活センターの組織及び運営等」に関する規定が新たに設けられたことに伴い「太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を制定する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

この条例は、同法第10条の2第2項の規定により、消費生活センターの名称や住所等の公示、センター長、職員並びに消費生活相談員の配置、従事する職員に対する研修、情報の安全管理などを定めた内閣府令の基準を参酌した内容になっております。説明は以上になります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 去年から週3回が4回になりました。月、火、水、金の4回ですね。年間の相談件数とどういった相談が多いのか、お聞かせいただきたい。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光経済課長（藤井泰人） 今のご質問の内容についてお答え申し上げます。まず年間の相談件数ですが、平成27年度これは今日現在ということになりますが、371件を数えております。

ちなみに過去3年間。平成24年度からの相談件数につきましては、231件。平成25年度は291件。平成26年度、昨年度は304件という形で、右肩上がりの相談件数となっております。

平成27年度につきましては、先程申しました今現在で371件となっておりますので、本年度の最終的にはこの数が増えてくるという形で、件数は多くなってまいります。

また、内容につきましては、平成27年度、今現在の相談の内訳を見ますと、371件の内、最も多いのが契約のトラブルが120件を数えております。後は特殊詐欺ですね。現在報道等でよく話題に上がっておりますけれども、こちらが57件ということで、太宰府でも数多い相談を受けております。以上です。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） それで私の所でも、去年から還付金詐欺。市役所の担当課を名乗って還付金詐欺が未遂に終わったんですが、3件発生しました。1件は洗出の交差点にスーパーがありますが、あそこまで来てくれてと言って振り込んで、結局閉鎖されたんですが、お金を振り込んだ、その後1月の中旬くらいに200万詐欺にあった方が太宰府市内にいらっしゃると、これは新聞に掲載されていたんですが、こういった詐欺商法がどんどん毎年被害額も多くなって

きているということで、やはりこれは一般市民の方にも広報を通じて時々載ることもあります  
がしっかり啓発をしていただきたいということをお願いしておきます。要望です。

○委員長（上 疆委員） 他に質疑ありませんか。それでは私の方から、消費生活センターを設  
置した時はと文書に入っていますが、もう規則が決まり次第、消費生活センターをつくるんで  
すか。観光経済課長。

○観光経済課長（藤井泰人） 今の太宰府市の相談窓口につきましては、先程橋本委員からもあり  
ましたが、平成27年度に窓口を4日にしております。今までは、平成14年から平成22年度まで  
が1日。23年度と24年度が2日。25、26年度が3日。平成27年度に4日という形で相談件数が  
増えるにつれて、窓口の方も増やしておるとい状況です。平成27年度の4日の設置に伴いま  
して、今までは消費生活相談窓口という位置付けでしておったんですが、この4日にしたとい  
うことで位置付けを太宰府市消費生活センターというふうな位置付けを行いまして、今現在運  
営をしております。こちらの法律の改正に伴いまして、条例化をする必要が出来ましたので今  
回条例化をするということで今回諮らせていただいております。以上です。

○委員長（上 疆委員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号「太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について」を  
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第43号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（上 疆委員） 日程第3、議案第43号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5
号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。

また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい別の
補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行います。

また、執行部におかれましては、補正の補足説明を順次していただくにあたって、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい別の補正項目については、併せて説明をお願いいたします。

それでは補正予算書22、23ページをお開きください。

6款1項2目、農業総務費の職員給与費について、補足説明をお願いします。

観光経済課長。

○観光経済課長（藤井泰人） 農業総務費、3節職員手当等43万9千円の補正についてであります。本件は、平成27年度人事院勧告に伴い、平成27年4月1日に遡って職員の給料表の改定、勤勉手当の0.1月分の増額及び地域手当5%を5.5%とする前倒しを行うことにより、補正の必要が生じたものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 次に、24、25ページをお開きください。

6款2項1目、林業振興費の県治山林道協会負担金について、補足説明をお願いします。

観光経済課長。

○観光経済課長（藤井泰人） 19節負担金、補助及び交付金40万2千円の補正についてご説明いたします。

この福岡県治山林道協会負担金については、当該年度11月末の治山・林道工事費実績により確定をいたします。今年度当初予算策定の時点では当該負担金額が確定していなかったため、前年度並みの15万円で予算計上をしていましたが、平成27年12月下旬に55万1千800円の確定の通知を受けたことによりまして、40万1千800円が不足となりました。このため福岡県治山林道協会負担金の増額分として、40万2千円を補正するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

村山委員。

○委員（村山弘行委員） すいません、ちょっと聞き漏らしましたが前年度並みは12万、15万。

○委員長（上 疆委員） 観光経済課長。

○観光経済課長（藤井泰人） 15万円です。

○委員長（上 疆委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 次に、その下の7款1項1目、商工総務費の職員給与費について、補足説明をお願いします。

観光経済課長。

○観光経済課長（藤井泰人） 3節職員手当等82万6千円についてご説明いたします。本件は、平成27年度人事院勧告に伴い、平成27年4月1日に遡って職員の給料表の改定、勤勉手当の0.1月分の増額及び地域手当5%を5.5%とする前倒しを行うことにより、補正の必要が生じたものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 次に、8款1項1目、土木総務費の職員給与費について、補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（小川武彦） 第3節の職員手当等でございます。167万7千円の補正でございます。この件は、平成27年度人事院勧告に伴い、平成27年4月1日に遡って職員の給料表の改定、勤勉手当の0.1月分の増額及び地域手当5%を5.5%とする前倒しを行うことによるものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 次に、8款4項1目、都市計画総務費の職員給与費について、補足説明をお願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 都市計画費の職員給与費113万6千円の補正につきましてご説明させていただきます。平成27年度人事院勧告に伴いまして、平成27年4月1日に遡って職員の給与表の改定、勤勉手当の0.1月分の増額及び地域手当5%を5.5%とする前倒しを行うことによるものでございます。説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 以上で歳出の審査を終わります。

歳入については、当委員会所管分はございません。

次に、補正予算書5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正、追加分の審査に入ります。

6款2項、「林道四王寺線改良事業」8款2項、「道路新設改良（防災・安全社会資本整備交付金）事業」8款2項、「生活道路改良事業」8款2項、「市内雨水排水改良事業」以上、

4件について補足説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（小川武彦） 繰越明許費補正追加分のご説明をいたします。

まず、6款2項林業費、林道四王寺線改良事業300万円でございます。これは林道四王寺線の改良事業でございます。昨年12月24日の深夜でございました。林道四王寺線の第18番カーブ付近の法面が崩壊いたしまして、片側車線に土砂が堆積し片側通行となりました。この崩壊部分の改良工事につきましては、工事延長9.4mで面積155.8㎡の簡易吹付法枠工法で復旧を行います。福岡農林事務所と協議を行ったところ、福岡県の県単補助を申請できるとのことでありましたので、福岡農林事務所と工法などの協議を行い県単申請を行いました。この間不測の期間を要したため、明許繰越により施行したいと考えております。

次に、8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業（防災安全交付金事業）5,800万円でございます。これは水城4丁目34番付近の水城台団地になりますが、水城団地23号線道路法面補修工事になります。平成27年度の防災安全交付金事業の対象工事となっております。老朽化した法面のモルタル吹付を補修する工事で、工事延長79.5m、工事面積1,310㎡でございます。今年度、工事個所の調査・設計を行い工法の選定をしました。その際、モルタル吹付補修工事という特殊工法でありましたため、福岡県の担当部署との協議を行ってまいりましたが、この間不測の期間を要したため、明許繰越を行い施行したいと考えております。

次に、道路橋梁費、生活道路改良事業700万円でございます。これは三条1丁目の三条・原線の改良工事でございます。工事延長46mで側溝設置44m、舗装工238㎡などの道路改良を行います。現況の道路が幅員が約3mの道路でございまして、この道路の用地買収を行い幅員を6mに広げるため、今年度用地の買収を行いました。用地買収箇所が史跡地内であることから、文化財課の発掘調査と日程調整を行いながら進めてまいりましたが、この間の調査等の日程に不測の期間を要したため、明許繰越を行い施行したいと考えております。

次に、道路橋梁費、市内雨水排水改良事業194万8千円でございます。これは通古賀地区になりますけど、通古賀地域については、豪雨時に浸水する箇所がございますため、平成26年度に区域の調査を行い、平成27年度に排水改良のための実施設計を行っております。このことを受けまして、浸水対象箇所である都府楼南5丁目の排水改良工事を行う予定でございます。これは九州食肉から入ったところの地域になります。工事延長38.3mで側溝改良を行います。全体計画の中の部分的な施工となりますことから、工区分けを行い、現況の道路、排水溝との取り付けなどの工法選定に不測の期間を要したため明許繰越を行い施行したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 生活道路について全般的な質問をしてもよろしいでしょうか。

○委員長（上 疆委員） はい、どうぞ。

○委員（橋本 健委員） 太宰府の生活道路というのは非常に私の団地もそうですが、よそを見ましてもかなり傷んでいると、きりきざんで。これはやはり費用も年数もかなりかかると思いますが、年次計画を立ててされるのか、されないのかその辺の見通しについてお尋ねします。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（小川武彦） 生活道路については、毎年市営土木という形で地域の自治会の方から要望の申請を上げていただいて、次年度の工事について計画をしております。その際、どうしても工事費が大きくなりまして、単年度で終わらない箇所もございます。その際は、自治会さんの方とお話をさせていただきまして計画的に今年はこの区間、来年はこの区間、さらにそれでも終わらなければ3年4年という計画の中で工事をさせていただくような状況でございます。以上です。

○委員長（上 疆委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 2月いっぱい全部各自治会から市営土木という形で要望が出てきていると思います。出来る出来ないというのは必ずその自治会宛に返事をされるのか。いついつできますよとか。そういった連絡もちゃんとしてあるわけですか。

○委員長（上 疆委員） 建設課長。

○建設課長（小川武彦） はい。要望いただいた部分については全て番号が振られてありますので、その番号ごとに文書で回答を差し上げております。

○委員長（上 疆委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 次に、8款4項、「歴史的風致維持向上計画推進事業」8款4項、「都市計画マスタープラン改定事業」以上、2件について補足説明をお願いします。都市計画課長。

○都市計画課長（木村昌春） 繰越明許費補正のうち4項都市計画費、歴史的風致維持向上計画推進事業費9千826万5千円でございますが、これは、3事業の工事請負費の繰越でございます。

1つ目は、小鳥居小路の水路に水を引き込むための幸ノ元水路保存修理事業費の繰越でございます。この事業は、双葉老人ホーム付近の御笠川の河川内に、取水のための施設と幸ノ元水路へ引き込むための水路の築造を行うものでございますが、御笠川の管理者である福岡県と工法や完成後の管理方法等についての協議が長期に及び、年度内に完成の見込みが立たないため、繰越をお願いするものでございます。

また、2つ目は、これに関連します幸ノ元水路散策路整備事業につきましても、河川沿いのガードレール等の工事について、県との協議が長期に及び、年度内に完成の見込みが立たないため、繰越をお願いするものでございます。

3つ目でございますが、本年度、四王寺山周辺環境整備事業として政庁跡周辺の伐採、剪定を行っておりますが、高木の伐採及び伐採材の搬出に当たり、文化財部局との調整が長期に及

んだことから、年度内に完了の見込みが立たないため、繰越をお願いするものでございます。

次に、都市計画マスタープラン改定業務の委託料158万3千円の繰越でございます。

本市の都市計画マスタープランにつきましては、当初、平成27年度中の改定を予定しておりました。しかし、本計画の上位計画であります福岡県の都市計画区域マスタープランの改定が、平成28年度秋頃の改定となることが確実となり、本計画も県の計画に即する必要があることから、繰越をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） 以上で第2表繰越明許費補正追加分の審査を終わります。

以上で、議案第43号における当委員会所管分の審査を終えますが、補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに先生の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第43号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第47号 平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について

○委員長（上 疆委員） 日程第4、議案第47号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（古賀良平） 補正予算書の4ページをご覧ください。今回の補正の主なものをご説明申し上げます。まず、収益的収入1目給水収益でございますが、平成27年度当初の見込みとしましては、調定件数の伸び率をもって給水収益を算出しておりましたところ、思いの

ほか節水が進んでおり、伸び率が1.1%と見込まれる状況になりましたことから1千320万7千円を減額いたします。また、2目の加入負担金でございますが、加入負担金の減額期間中に水道未加入の万葉台団地、榎寺住宅、五条台団地やマンション等が水道に加入されまして、加入が落ち着きましたことによりまして、1千741万4千円の減となります。次に、榎寺団地内の水道ポンプ所用地の契約が調いましたことに伴いまして、固定資産売却益といたしまして特別利益として計上をいたしております。

次に補正予算書の5ページ収益的支出でございますが、1目の原水及び浄水費に今回の寒波によります被害費用400万6千円を計上いたしております。内訳といたしましては、日頃は休止しております大佐野浄水場を稼働させましたことによります浄水場浄水業務委託料を152万円。浄水場からポンプで各配水池に配水を送る動力費といたしまして153万8千円。受水費用といたしまして、福岡地区水道企業団において単価が10円の分を4万3千200m<sup>3</sup>増量を受けましたので税込で46万7千円。また、山神水道企業団におきましては、単価10.2円で4万3千680m<sup>3</sup>の増量となりますので、48万1千円。合わせて94万8千円となります。また、2目の配水及び給水費におきましては、入札等により減額したことによりまして599万6千円の減。4目の総係費におきましては、人事院勧告等による職員給与費の調整等で40万4千円の増。5目の減価償却費においては、当初予算では見込めませんでした資産の償却年数の経過によりまして1千918万4千円の減。6目の資産減耗費におきましては、小鳥居小路の配水管布設替え工事他4件等で除却が必要になりましたことで416万9千円の増となります。消費税及び地方消費税におきましては、今回の補正の結果、260万3千円の増額となっております。

次に、補正予算書の6ページをご覧ください。資本的収入でございますが、1目の工事負担金で五条雨水の工事負担金が減少したことによりまして、885万1千円の減額。榎寺水道ポンプ所用地の契約が調いましたことによります715万6千円を有形固定資産売却代金に計上いたしております。

また、資本的支出につきましては、2目の配水施設費におきまして人事院勧告等によります職員給与費の調整及び委託料、工事等の減で2千878万1千円の減額となっております。

次に、3目の小規模生活ダム事業費といたしまして、福岡県が管理をいたしております北谷ダム事業費の太宰府市負担金3%になります64万6千円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 水道の加入負担金の減額が今年の3月末で終了すると。来年度でも結構なんですけど、また再度実施するという計画はないですか。と言いますのは、あまり周知がうまくいってない。知らない方が結構あるんじゃないかと思うんです。その辺もやはり広く皆さん方に知っていただいて、再度もう一回負担金の減額を実施されたらいいかと思いますが、いか

がでしょうか。

○委員長（上 疆委員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 経過を申し上げますと、加入負担金は平成22年の10月1日から3年間の期限で減額をしたわけでございます。減額幅といたしましては、16万2千円を10万8千円と、団体負担金ですと24万8,400円を10万8千円と大幅な減額ですね。これはなんでやったかという事でございますが、今まで太宰府市は水が少なく非常に困っていたという状況がございまして、給水制限というのを行ってきたわけでございます。集合住宅でいうと、20戸以上の集合住宅やアパートには給水しないとか、それを30戸に緩和したりとか、いろんな給水制限を行ってきたわけでございまして、そういったところに加入しやすい環境を整えるべきだと、これは平成25年から大山ダムの水が来るようになりまして、市内全域にわたる水が確保できたということで、そういうことに踏み切ったということでございまして、この3年間行ったところ、まだまだ集合住宅であるとか開発団地である部分についての、地元との話しの調整にまだ時間がかかるということがいくつかの所でありまして、それでその後また2年半延長したということでございます。こういう給水制限の対応のための減額措置期間ということでしたので、現時点では今年の3月末をもって終了ということに一旦させていただくわけでございますが、いろんなご意見もあるかと思っておりますので、今後それは参考にして今後の対応は判断させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（上 疆委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号「平成27年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（上 疆委員） 全員挙手です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第48号 平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○委員長（上 疆委員） 日程第5、議案第48号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

執行部の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（古賀良平） 補正予算書の4ページをご覧ください。今回の補正の主なものをご説明申し上げます。まず、収益的収入1目の下水道使用料でございますが、今年度は主に高雄でございますサンケア太宰府が平成27年4月から下水道に接続されたことによりまして、流水水量が増加したことによりまして、727万2千円を増額いたします。また、3目のその他の営業収益でございますが、多賀城市への職員派遣、上下水道部施設課の方から平成27年4月1日から7月31日までの4か月間派遣をいたしまして、その派遣職員の人件費等負担金193万円を追加いたしております。

次に補正予算書の5ページをご覧ください。収益的支出でございますが、2目の流域下水道維持管理負担金におきまして、収入でご説明いたしましたサンケア太宰府等の下水道使用料が増加したことによりまして、535万1千円の増額。4目の総係費で人事院勧告等による職員給与費の調整で138万9千円の減。5目の減価償却費で取得価格が確定したことによりまして797万1千円の減額となります。また、2項1目の支払利息におきまして、平成26年度に借入れを行いました企業債利息が1.6%から1.2%への変更に伴いまして、544万4千円の減となっております。消費税及び地方消費税につきましては、今回の補正で898万7千円を増額いたしております。

次に補正予算書の6ページをご覧ください。資本的収入におきましては、1目の建設企業債において事業費減による企業債の減少によりまして5千290万円の減。また、2項1目の国庫補助金も内示額による国庫補助金の減額によりまして2千688万円の減額となっております。

次に資本的支出におきまして、1目の公共下水道整備費で人事院勧告等によりまして職員給与費の調整と委託料、下水道新設工事等の減少等で8千590万1千円の減額となっております。

2目の流域下水道整備費におきまして、流域下水道事業費負担金の減額によりまして、685万5千円の減額。3目の固定資産購入費におきまして道路用地を寄附で移管受けたことや土地購入から地上権へと変更になったことなどによりまして960万8千円の減額となっております。

補正予算書の2ページにお戻りください。第5条についてでございますけれども、先程6ページでご説明をいたしましたように、企業債が5千290万円の減額となりましたので、限度額を5億3千50万円から5千290万円減額をいたしまして、4億7千760万円へと変更をするものです。説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（上 疆委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上 疆委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号「平成27年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(上 疆委員) 全員挙手です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(上 疆委員) 以上で本日の議題はすべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上 疆委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します

閉会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成28年5月20日

建設経済常任委員会 委員長 上 疆